



茨城労働局発表
平成27年5月1日（金）

【照会先】
茨城労働局職業安定部職業安定課
課長 森田 伸二
地方労働市場情報官 清水 いずみ
電話 029-224-6218

「平成27年度茨城雇用施策実施方針」の策定について

茨城労働局（局長 中屋敷勝也）は、雇用対策法施行規則（昭和41年労働省令第23号）第13条第1項の規定に基づき、「平成27年度茨城雇用施策実施方針」（以下「本方針」）という。）を策定しました。

本方針は、茨城労働局・ハローワークが推進する各種雇用施策の行政効果を高め、地域における雇用失業情勢の改善、地域の固有の雇用問題・課題を解決するためには、茨城県が推進する雇用、福祉、教育、産業振興、医療等の様々な施策と密接な連携を図ることが重要であることから、策定に当たり、茨城県知事の意見を聞き、その意見を踏まえて作成したものです。

茨城労働局・ハローワークの施策と茨城県の講ずる雇用等に関する施策とが密接な連携の下に円滑かつ効果的に実施されるよう努めてまいります。

（本方針の概要、本文については、それぞれ別添1、別添2のとおりです。）



(参考) 雇用対策法施行規則 (昭和41年労働省令第23号) (抄)

第13条 都道府県労働局長は、毎年度、都道府県労働局及び公共職業安定所における職業指導及び職業紹介の事業その他の雇用に関する施策を講ずるに際しての方針（以下この条において「雇用施策実施方針」という。）を関係都道府県知事の意見を聞いて定めることにより、当該施策と都道府県の講ずる雇用に関する施策とが密接な関連の下に円滑かつ効果的に実施されるよう努めるものとする。

2 (略)

3 都道府県労働局長は、第1項の都道府県労働局及び公共職業安定所における雇用に関する施策の実施に関し、雇用施策実施方針に定める事項について都道府県知事から要請があったときは、その要請に応じるように努めるものとする。